

國學院大學學術情報リポジトリ

Discourse on domestic servants in late medieval Florence

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Hamano, Atushi メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000143

家内使用人をめぐる言説

——14-15世紀フィレンツェの事例——

濱野敦史

はじめに

中世末期のイタリアの都市において、富裕な人々は家内使用人（個人の家で働く使用人）を雇用して家の仕事を担わせていた。13世紀末のフィレンツェにおいて勢力を伸張していたチェルキ家の者たちは、「よい身なりをして、ファミリーオや馬を数多く手元に置き、とても人目を引いていた」¹という。ここで述べられているファミリーオとは、一種の家内使用人のことである。富を手にしていただけた人々は日々の糧に困ることがないなど、物質的に恵まれた生活を享受していただけでなく、独特の生活様式に従っていた。そうした独特の生活様式のなかには、家内使用人の利用が含まれている。

富裕な人々は、家事をはじめとした日常生活に必要な仕事の多くを家内使用人に担わせたので、自らはわずらわしい家の仕事から手を引くことができた。富裕層の人々が日常的に接する存在であった家内使用人は、広い意味で家族の構成員と見なされている。しかし家内使用人は血縁のまもりとしての家族の構成員ではなかったため、内なる他者とでも言うべき存在だった。日常生活をとどこおりなく進めていくためには、こうした家内使用人と折り合いよくつきあっていかなければならない。それゆえ、家族や日常生活などを扱った論考において、家内使用人に関する議論が取り上げられていることは少なくない。たとえば、14世紀から16世紀のヴェネツィアでは家内使用人に言及する論考がたびたび執筆されている。ロマーノによれば、そうした作品では秩序への意識が重要な位置を占めているという²。

地域を問わず、家内使用人をめぐる問題は富裕層の関心事となっていた。1393

年ごろに執筆された『メナジエ・ド・パリ』においても、著者は家内使用人に大きな関心を寄せている。家内使用人の集団をまとめる役目は妻にあったので、著者は妻にどのようにして家内使用人を雇い入れるべきかを助言し、そして雇った家内使用人が怠けていないかを監視するように求めている。一方で、家内使用人に対する配慮も忘れていない。家内使用人が病気になった場合には、親切に看病することが求められた。それ以外にも、具体的な禁止事項や仕事の内容、そしてその進め方についても触れられている³。血縁関係にない者を家のなかに置くことは、その内部においてさまざまな問題を引き起こす原因ともなった。『メナジエ・ド・パリ』における家内使用人についての教訓は、そうした懸念を念頭に置いて執筆されている。

14世紀から15世紀までのフィレンツェにおいても、家内使用人に関する議論を含む作品は少なからず書かれている。だが、こうした議論はこれまで体系的に検討されてきたとは言いがたい。グアルドッチとオッタネリは家内使用人に関する教訓や主張を検討しており、文学作品から再構成される家内使用人のすがたを補強する目的でそれを議論に取り入れている。しかし、グアルドッチとオッタネリは、自分たちの主張に合わせて、都合のよい部分を全体の流れから切り離して紹介しているにすぎない。そのため、各部分の主張を整理してみると、そこには整合性が欠けているきらいがある。たとえば、主人には寛容な態度が求められたとする一方で、家内使用人が信用するに値しない存在であったという主張も紹介されている⁴。

そもそも、教訓などで語られる内容は、現実に対応できないものであった可能性を念頭に置く必要がある。それゆえ、家内使用人のすがたを描き出すために教訓を扱うのであれば、史料としての有効性を見極めなければならない。

そこで、本稿では14世紀から15世紀のフィレンツェで家内使用人について触れている言説を検討する。とくに注目したいのは、書き手がいかなる関心からこうした問題を扱っているのかという点である。そこに注目すれば、書き手が現実の家内使用人をめぐる問題に正面から向き合っているのかどうかをあきらかにできる。この点は、家内使用人の実態を分析するための史料として言説がどれほど信頼できるかに関わってくるだろう。

検討に入る前に、家内使用人を示す語について、若干の指摘をしておく。ここで言う家内使用人とは、個人の家で雇われた使用人のことである。中世末期のフィレンツェにそうした使用人を包括して示す用語は存在していなかった。基本的に複数形で用いられるセルヴィ *servi* がこれに近い概念を示しているように思われるときもある一方で、この語はファミリーオ *famiglio* と区別されて使われている場合もある。そのため、家内使用人はいくつかの職名に分けられており、それぞれの名称で呼ばれていると述べるしかない。たとえば、すでにあげたファミリーオもそうした名称の一つである。上述したチェルキ家の描写からもうかがわれる

ように、ファミリーオは主人の威厳を示す存在でもあった。他にもファンテfanteという語が頻繁に使われており、こちらは男性と女性の両方に用いられている。用語の問題は検証すべき課題の一つとして残されたままになっている。そこで分析にあたっては、カタカナ表記や原語で史料中の用語を示すだけにとどめ、その詳細な意味の検証には踏み込まない。その際、一部は複数形を単数形に改めるなどして表記する。

1 日常生活の指針

ここからは時系列に沿って検討を進める。人文主義者たちの議論があらわれる前の家内使用人をめぐる議論は日常生活における指針のなかに書かれてる。

詩人のフランチェスコ・ダ・バルベリーノ (1264-1348) は『女性のふるまいと慣習』においてさまざまな立場の女性に対する教訓を記しており、そのなかには女性の家内使用人を扱った詩が2編ある。この詩は女性家内使用人に向けて書かれた教訓の形をとっている。しかし、著者の立場からすれば、主人の側にとって家内使用人がどのようにふるまってもらいたいのかを述べていると考えられる。

第11編は妻の付き人であるカメリエーラcamerieraを対象としている。カメリエーラにとってもっとも大切なのは、当地の習慣を理解することであった⁵。そのうえで、カメリエーラは分別をもって主人である女性（妻）に接するべきで、愛情を注ぐと同時に敬意を払うことが求められる。その女性に問題があり、不名誉などを受けたとすれば、それはカメリエーラ自身のことであるかのように受け止めなければならない⁶。カメリエーラは、女性の衣服や宝飾類を適切に管理し、女性が身につけている衣服などが清潔で乱れていないように気を配る必要もある⁷。

カメリエーラは女性のそばにいる存在であるため、夫婦関係に関わる話題も扱われる。フランチェスコ・ダ・バルベリーノによれば、カメリエーラは夫婦の関係や問題に立ち入るべきではないとされる。そのようなことをして、夫婦のあいだに不和をもたらせば、最後にはカメリエーラ自身が不興を買ってしまいかねない。問題が重大な場合にのみ、細心の注意をもって女性に忠告するが、聞き入れてもらえなければ、慎重に他の方策を講ずるべきであるという。それでも効果がない場合にのみ、その夫に報告して、対処してもらうことが求められている⁸。

女性に従って外出する際に、カメリエーラは女性のもとを離れてはいけない。また、女性にお世辞を言ったり、反対に不興を買うようなことを言ったりしてはならず、中庸を貫くべきであるとされる。だが、女性やその夫が怒りを見せた場合には、それを支持する態度を示すのがよいという。さらに、カメリエーラは主人の子どもたちを大事にし、家に持ち込まれるものや、すでにそこにあるものを大切に、増やしていけるように心がけなければならない。カメリエーラに賢

明さがあれば、女性やその主人から感謝され、その信頼を勝ち取ることができる
とフランチェスコ・ダ・バルベリーノは述べている⁹。

第12編で話題にされているのはセルヴィジャーレservigialeである。こちらは一般的な女性家内使用人のことを指していると考えられる。ここでの最初の忠告は性的な問題に向けられており、若いファンテ（この語はセルヴィジャーレを言い換えている）が妻のいない男性のもとに住み込んで働くことは、極力避けるべきとされる。例外は、主人の男性が間違いなく誠実であるか、年齢の点で問題がない場合である。また、ファンテは甘い言葉や守る気のない約束に耳を傾けてはならない。女性がこうした言葉に惑わされて、からかわれたり、評価を下げてしまったりすることは少なくない。さらにファンテは、主人の男性から関係を迫られないように気をつける必要がある。そうしたことがあれば、主人の妻の憎しみを買ってしまうことになる。損をするのは、ファンテの側なのである¹⁰。

ファンテは料理やその他の仕事に全力を尽くすべきであるとされる¹¹。同僚に気を許してはならず、家にあるものを持ち出して友人や親類に渡してはならない¹²。ファンテにとって大切なことは、収入を得て、年をとるまで生きていくことにある。そのため、化粧品にのめり込み、美しくなるように努力するのは、ファンテの立場からすればあまりふさわしいことではない。そもそも、糸つむぎなどの他の仕事をすれば、もっとよい生活を送ることができるのである¹³。とはいえ、このようなファンテにも希望はある。ファンテにとって重要なのは誠実さである。誠実であり、家財を大切にすれば、ファンテはその立場を改善していけるといふ¹⁴。これは主人側に報いるつもりがあるという態度の表明でもあるだろう¹⁵。

パオロ・ダ・チェルタルドがまとめた教訓集には、家内使用人と接する際にとるべき態度への助言がいくつか含まれている。パオロ・ダ・チェルタルドは、家内使用人が問題を引き起こす原因となりうることを認めているものの、主人側が寛容であることの重要性を説いている。

パオロ・ダ・チェルタルドによれば、主人は「家の者famiglia」を指導して、家にとって役に立つようにしなければならなかった。そのため、「家の者」が外出から戻る際には、なんらかの荷物を運んでくるように指示しておくべきだとされている¹⁶。ここでの「家の者」には、あきらかに家内使用人も含まれている。一方で、家内使用人は全幅の信頼を置ける相手ではなく、主人はファンテなどに家の備品を自由にさせてはならないという。これは家の物品を悪用されないようにするためであり¹⁷、所有物や現金を家内使用人に奪われてしまうことが恐れられていたようだ。

パオロ・ダ・チェルタルドは、主人が寛容な態度で家内使用人に接するように求めている。セルヴィイに対して怒ったり、厳しすぎたりすることはおのれの弱さを見せるようなものであるという¹⁸。また、息子や娘以外だけでなく、「家の者」

すべてを愛し、ふさわしい形で報いなければならないとされる¹⁹。これ以外にも、主人と家内使用人のあいだに信頼関係が生まれたことを示唆する教訓がある。他人との会食の場において、主人はファンテなどに耳打ちしてはならないとされている。それは列席者の悪口を言っていると悪く思われてしまうためだという²⁰。主人にとって、家内使用人は他人の悪口を言えるほどに親密な相手となりえたのだらう。

ジョヴァンニ・モレッリ（1371-1444）は子どもへの助言を残しており、ここでは家内使用人にも言及されている。その主張は独特で、家内使用人の望ましくない面だけを述べている。モレッリの関心は子どもが父親を亡くした場合に降りかかる災難をいかに避けるかにあり、家内使用人に関してもさまざまな用心が必要であるとされる。

モレッリによれば、男女に関係なくセルヴィジャーレを信用してはならない。これは財産を奪われないようにするためである。このような問題が発生しないようにするためには、所有物の一覧を作成しておき、あらゆる者にその事実を知らせておくことが求められる。そして必要のない家財を家のなかに置いてはならないという²¹。女性ファンテには必要な家財をゆだねておくが、なぜそれが託されているのかを理解させておく必要がある。男性ファンテがいる場合には、こちらも同様である。残りの家財は鍵のかかる場所に保管しておくべきであった²²。

モレッリは家に女性の家内使用人がいることを想定している一方で、男性の家内使用人についてはかならずしも雇用することを前提としていない。モレッリは、ヴィラにいる管理人 *fattore da villa* を除いて、男性ファンテを雇用しないようにすすめている²³。こうした忠告には、金持ちだと見なされると、高額な税を負担させられてしまうという恐れが関係している。高額な課税をまぬがれるためには、出費によって目立ってはならないという。自らの資産が実際の半分であるかのような生活をするべきで、衣服、食事、ファンテなどを手段にして、資産の大きさを偽装する必要があった²⁴。こうしたモレッリの主張からすると、家内使用人は主人の経済力を反映する存在だったことがうかがわれる。とくに男性家内使用人については、経済力の高い世帯が雇用するものだと意識されていたのだらう。

以上の三つの作品では、家内使用人は具体的な指針のなかにあらわれている。そこでの関心は著者ごとに異なっており、議論の特徴に重なる部分はあまりないように思われる。しかし、パオロ・ダ・チェルタルドの論じた主人のあるべき態度が、人文主義者などが展開するこれ以降の言説でおもな関心になっていく。

2 人文主義者

人文主義者が家内使用人に言及しているとしても、ここでは家内使用人が議論

の中心に据えられているわけではない。マッテオ・パルミエーリ (1406-1475) は『市民生活論』で家内使用人にほとんど関心を向けてはいない。それでも、求めるべき「有益なもの」のなかにセルヴィを含めている²⁵。また、ファミリーオについては、生活の豊かさや尊厳を高めるものとされており、「必要があるというよりは、生活の優雅さのためのもの」として扱われている²⁶。パルミエーリによれば、家内使用人の一部は威厳を保つためにも雇用されていた。家内使用人を恵まれた生活と結びつけている点で、パルミエーリの主張はモレッリの見解と一致している。

パルミエーリが用いているセルヴィには二つの意味があり、家内使用人だけでなく古代ローマの奴隷を指すためにも使われている。パルミエーリは立場の異なる奴隷と自由人の両方をおなじ語で指しているのである²⁷。とはいえ、パルミエーリは古代のセルヴィと同時代のセルヴィを明確に区別する。パルミエーリの時代において、仕事をした者には賃金が支払われ、しかるべき配慮がされるという。そして、セルヴィを含むあらゆる者が公正に扱われる必要がある²⁸。中世末期のフィレンツェにおいても奴隷が家事労働に利用されており²⁹、このようなパルミエーリの主張を文字通りに受け入れることはできない。その一方で、セルヴィは低い立場にあるという認識があるとしても、パルミエーリがセルヴィを不当に扱わないように求めている点には注目しておきたい。

レオン・パッティスタ・アルベルティ (1404-1472) の『家族論』における家内使用人への言及は他のどの作品よりも多い。アルベルティが家族*famiglia*を定義した部分では、家族の一員としてファミリーオやセルヴィがあげられている³⁰。アルベルティが家族について論じる際に、家内使用人は避けることのできない話題だったようだ。家内使用人に関する議論はおもに第3書の妻に対する助言のなかにあらわれる。というのも、妻が家内使用人を統率する義務を負っているからであり、この点は『メナジエ・ド・パリ』と共通している。

狭い親族を中心とした家族を重視するアルベルティからすれば、家内使用人への評価は低いものととまる。そもそもセルヴィとの意思疎通にすら、困難があると考えられている³¹。そして、セルヴィとファミリーオのどちらにも思慮が足りないという懸念が表明されている。こうした家内使用人たちがもっと勤勉さや分別を備えていれば、別の仕事をしているはずだという。アルベルティからすれば、家内使用人は粗野で能力の低い者たちにすぎず³²、家内使用人は他にできる仕事がないためにその職についているのである。

しかし、主人はこうした粗野なセルヴィであっても従わせることができるという。重要な点は従わせようとする意志がどれだけ強いかであり、従わせることができなればそれは主人側の問題とされる。それゆえ、主人はどのようにして命令すべきなのかを知らなければならない。主人がしかるべき態度や分別を備えていれば、家内使用人は服従するのである³³。

主人はセルヴィから敬意を払われるようになるべきであるという。そのためには女性のファンテとなるべく話さないようにするのがよく、ファミリーオに対してはなおさらであるとされる。あまりにもなれなれしくすると、敬意を失わせてしまうためである³⁴。一方で、頻繁に命令を出して、使用人の誰に責任があるのかを明確にしておく必要もある。また女性ファンテやセルヴィが許可なく外出しないように命じておかなければならない。そのようにして、ファンテやセルヴィが仕事に励まねばならないことを理解させ、必要な仕事に迅速に対処すべきだと肝に銘じさせるのである³⁵。さらに主人は全員に外出許可をあたえるようなことがあってはならず、家には常に誰かを残しておく必要がある。帰宅の遅い者がいた場合には、その理由を把握すべきとされる。これは、昼夜を問わず家のなかに常に誰か監視役を置いて、不測の事態に備えるためである³⁶。

セルヴィは家のなかにいさかいをもたらす恐れのある存在でもあった。主人側はこうした争いに不用意に介入するべきではなく、当事者の主張に耳を傾けてもいけない。そんなことをすれば、家のなかで常に不和が渦巻くことになってしまい、主人は大きな損害を受けることになる。それゆえ、主人は告げ口をする者を忌避して、すぐに解雇しなければならないという³⁷。

また、主人が適切に監督しなければ、ファミリーオは家の備品をないがしろにしてしまう。さらに食べ物を大量に消費し、みだらなおこないに走り、怠け癖を身につけるといった悪徳に陥ってしまうという³⁸。もし誰か言うことを聞かない者がいたとしても、主人は言い争ったり、怒鳴ったりしてはならない。そうした場合には、謙虚さと威厳が求められるのであり、落ち着いて叱責しなければならない。また、命令する場合にも節度をもって謙虚に指示し、従う者が自発的に気持ちよく義務を果たしてもらえようようにすることが望まれる³⁹。

家内使用人にきちんと働いてもらうためには、主人が適切な配慮をすることも重要であった。「家の者たちbrigata」には良質な食べ物と飲み物を提供すべきであり、家内使用人が病気になってしまった場合には手を尽くして回復するまで世話することが求められている⁴⁰。こうした配慮をすれば、家内使用人は感謝の気持ちをもって仕えてくれるのである⁴¹。熱意をもって仕事をしている者を褒めることも重要だった。主人側には、家のなかでそれぞれがどの程度熱心に仕事に打ち込んでいるかを見極めて、義務をよくこなしている者がいれば褒めることが求められている⁴²。ときにはよく働く家内使用人に衣服をあたえることもあり、それによって家内使用人の労に報いることができることとされている⁴³。よい働きをすれば賞賛されて報いてもらえると示してみせることは、他の家の者にとってもよい刺激ともなるという⁴⁴。

アルベルティは家内使用人に関してさまざまな懸念を抱いていたようだ。しかし、主人がしかるべき対処をすれば、家内使用人がもたらす問題を解決できるという態度をとっている。アルベルティは主人側のとるべき態度を前面に出してい

る一方で、家内使用人については先入観に沿って描写している。アルベルティは主人側のあるべき態度を述べるために、家内使用人に言及しているにすぎない。

アルベルティの主張は人文主義者の周辺にいた者にも影響している。ジョヴァンニ・ルチェッライ (1403-1481) は息子たちへの教訓を『雑録』にまとめている。そこでは、家内使用人と接する際にとるべき態度が簡潔に述べられている。

また、おまえたちは家のセルヴィに鷹揚で、そして寛大であってほしい。家の者に好意を感じ、熱心さを見せているのならば、セルヴィに衣服やその他のものをあたえるのがよい。セルヴィから恐れられるよりも愛されるようにせよ。そのためには、言葉で罰するべきだ。たしかに、ときには打つことも必要だ。ただし、ささいなことでそうしたり、怒りにまかせて打ったりしてはならない（われわれは、望んだことがわずかに満たされないだけですぐに怒ってしまうほど、気が短いものであるから）。自分が目上の者にしてみたいようなやり方で、弱い者に接しなければならない。親切に、慈愛をもってセルヴィに接し、そしてやさしく話しかけたり、助言したりしてやるのだ⁴⁵。

ルチェッライは『雑録』で家族に関する部分を執筆するにあたって、マッテオ・パルミーエリの『市民生活論』やかつてアーニョロ・パンドルフィーニの作品であると考えられていた『家政論』を参考にしている。『家政論』はアルベルティの『家族論』の第3書を改変したものである。家内使用人を扱った部分において、ルチェッライとアルベルティの議論は衣服をあたえるという点で共通している。また、アルベルティの議論とは無関係そうな体罰についても、ルチェッライの主張は『家族論』の子どもの教育に関する主張と類似している⁴⁶。しかし、間接的な参照元であるアルベルティの『家族論』では、家内使用人に関するもつと多くの問題が議論されている。ルチェッライはそこでの瑣末な議論や込み入った内容には立ち入らずに、自説を組み立てていると評価できるだろう。とはいえ、強調されているのは、主人側の寛大な態度である。ルチェッライもアルベルティと同様に、主人側の理想的な態度を述べるために、家内使用人に触れているにすぎない。

3 フィレンツェ大司教アントニーノ

ルチェッライが強調した主人側の寛大さは、聖職者であるフィレンツェ大司教アントニーノ (1389-1459) の『神学大全』でも重視されている。この作品はラテン語で書かれているが、アントニーノはセルヴス *servus* とその複数形であるセルヴィ *servi* を家内使用人の意味で用いている。一方で、マッテオ・パルミーエ

りの『市民生活論』における俗語のセルヴィと同様に、この語には奴隷の意味もあるため、この語が奴隷と自由人のどちらを指しているのかは文脈から判断しなければならない。セルヴスが話題になっている部分は二つの場所に分かれている。このうち先にあられる議論 (pars III, tit. III, cap. VI) は、おおまかに言えば、セルヴスになる方法、セルヴスと主人の義務、解放について述べられている。解放が話題となっていることから、この部分は奴隷を扱っていると考えられる⁴⁷。これに対して、もう一つの部分 (pars IV, tit. II, cap. V) については、自由人の家内使用人が話題になっていると考えられるので、ひとまずこちらの内容を見ていくことにする。

アントニーノは、まずセルヴスが守るべき三つの義務を説明する。それは任された仕事をきちんと実行するために必要なことである。第一に、セルヴスは主人からあたえられた任務に忠実でなければならない。第二に、セルヴスは従順でなければならない。そのために、セルヴスは主人の命令を注意深く聞き、理解しなければならない。第三に、セルヴスには慎みがなくてはならないが、これは肉体系のみならず、精神面がさらに重要とされる。これは家族に道徳的な墮落をもたらさないためである。セルヴスには、息子たちだけでなく、娘たち、さらには家にいる他の者たちにも害をもたらす危険があるという⁴⁸。

アントニーノによれば、主人たちも三つの義務を負っている。第一に、主人はセルヴスに対しておだやかに話すべきだとされる。厳しい言葉で話せば、セルヴスは主人を疎ましく思い、喜んで仕えようとする気持ちを失ってしまう。反対になれなれしくすることもよくないが、これは軽く見られてしまうためである。そのため、主人の態度は中庸を得ていることが望ましいとする。第二に、主人は寛大に報いてやる必要があり、セルヴスの要求や契約 *conventiones pactorum* などを考慮して必要なものを提供しなければならない。これをきちんとしておかないと、主人が所有物を奪われる結果になってしまう。第三に、主人はセルヴスのそれぞれの能力や状態に応じて、仕事を割り振らなければならない。そして過度に仕事をあたえたり、長時間にわたって労働させ続けたりしてはならず、仕事の量を考えてやる必要があるとされる。セルヴスは仕事を終わらせたら、ゆっくりと休んでよいのである⁴⁹。アントニーノは、以上のことを実践するために、主人は自身の傲慢さを抑えるのがよいと述べる。そして、立場が上の者と接しているかのように考えることをすすめる。というのも、神は人間を平等なものとして創造したからだという⁵⁰。

奴隷としてのセルヴスについての義務を扱った部分も、主人と家内使用人の関係という点からは参考になる。実際、この部分はあきらかに奴隷を扱った内容が前後に見られるものの、家内使用人も念頭に置いている可能性がある⁵¹。そうでなくとも、自由人に奴隷よりも強い制限を加える必要があったとは考えにくいので、主人との関係を扱った主張は参考にしてもよいだろう。アントニーノによれ

ば、主人の命令が不当なものであった場合、セルヴスは従ってはならないとしている。主人の命令はかならずしも絶対ではないのである。他方、セルヴスのふるまいがよくない場合には、主人は言葉で諭すか、体罰で矯正しなければならない。ただし、それにも限度があり、骨折させるなどしてはならないという。また、セルヴスが正当な異議を唱えた場合には、主人はその主張を聞いてやらなければならない⁵²。次に、すでに確認したことと一致するが、セルヴスを働かせすぎではならず、祝日には休ませるべきだとされる。そして、病気になった場合、施療院に送るようなことはせず、自分のもとで療養させなければならない。主人はセルヴスに親切に接することを躊躇してはならず、むしろすすんでそうするべきだという。また、セルヴスのほうも主人に対しておなじように接しなければならず、両者は相互に敬意をもって接することが望まれている⁵³。アントニーノは、主人とセルヴスの関係に加えて、ファミラ*famula*に性的暴行を加えてはならないとも述べている。これは大きな罪なので、可能であるならばファミラは逃亡してよいとアントニーノは考えている⁵⁴。

アントニーノの論における特徴は、主人とセルヴス双方の義務が述べられていることにある。それでも、セルヴスの義務よりも主人の義務のほうが具体性をもって語られている。聖職者の手による記述ではあるものの、自由人としてのセルヴスに関して極端な理想主義は見られない。アントニーノは主人が寛大な態度をとるべきだという点を強調しているが、それは俗人による主張の多くと変わらない。

おわりに

検討した作品での家内使用人の扱い方に、どのような性格が認められたかを最後に整理しておきたい。14世紀から15世紀のフィレンツェで書かれた言説の多くでは、家内使用人に寛大もしくは公正な態度をとるべきだと主張されている。すでに指摘したように、ヴェネツィアにおける家内使用人に関する論考では、秩序という点が重視されていた。また、『メナジエ・ド・パリ』において重視されていたことの一つは、家内使用人の管理であった。他方、フィレンツェにおいて著作を残した人々にはこうした視点が常にあるわけではなく、その多くは家内使用人と主人の理想的な関係を追い求めているようだ。

ある程度以上の資産や収入を確保している階層において、家内使用人は欠かすことのできない存在であり、その助けを借りなければ日常生活に必要な家事などを円滑に進めることはできなかった。主人側はあらゆる細部までを指示できないので、家内使用人には一定の裁量があたえられていただろう。そのような状況において、主人と家内使用人のあいだには信頼関係の構築が不可欠となる。教訓や論考で語られているのは、こうした面から見た主人と家内使用人の関係だったと考えられなくもない。

とはいえ、作品の多くで提示されているのは、家内使用人のすがたというよりは、主人のあるべき態度にとどまっている。そこでは、主人の態度が家内使用人のおこないを左右すると考えられている。主人が理にかなった行動をすれば、家内使用人はおのずと主人側に従い、両者の関係に調和が保たれるのである。家内使用人への寛大さも、主人の理想とする態度の一部であるにすぎない。言い換えれば、主人の理想的なすがたを語るための材料として家内使用人は利用されている。そこに家内使用人を扱った議論の限界がある。

史料としての有効性についても考えておきたい。主人の理想が議論の中心であるとしても、家内使用人をめぐる議論が史料として無価値なわけではない。筆者の視点を考慮すれば、言説は重要な史料となりうる。とくに本来であれば主人側の理想に反しているような描写は現実に近いものがあるのではないだろうか。たとえば、家内使用人のために主人が財産や所有物に損害をこうむるという恐れは多くの作品から読み取れる。

家内使用人をめぐる議論の性格を考えれば、そこで述べられる主人側の理想が容易に達成されていたわけではないだろう。家内使用人が家の平穩をおびやかす事態がたびたび発生していた可能性もある。この点については、現実の家内使用人を記録した史料をあわせて読み解くことで検証しなければならない。それを今後の課題としたい。

注

- 1 Dino Compagni, *Cronica delle cose occorrenti ne' tempi suoi*, a cura di Guido Bezzola, Milano, 2002, p. 89. コムパーニ (杉浦明平訳) 『白黒年代記』日本評論社、1948年、72頁も参照。
- 2 Dennis Romano, *Housecraft and Statecraft: Domestic Service in Renaissance Venice, 1400-1600*, Baltimore, 1996, pp. 3-42.
- 3 *Le Mesnagier de Paris*, éd. par Georgina E. Brereton et Janet M. Ferrier, Paris, 1994, pp. 438-461. この作品における家内使用人については、シモース・ルー (吉田春美訳) 『中世パリの生活史』原書房、2004年、196-201頁；アイリーン・パウア (三好洋子訳) 『中世に生きる人々』東京大学出版会、1969年、156-163頁も参照。
- 4 Piero Guarducci e Valeria Ottanelli, *I servitori domestici della casa borghese toscana nel basso Medioevo*, Firenze, 1982.
- 5 Francesco da Barberino, *Reggimento e costumi di donna*, a cura di Giuseppe E. Sansone, Roma, 1995, p. 147.
- 6 *Ibid.*
- 7 *Ibid.*
- 8 *Ibid.*, pp. 147-148.
- 9 *Ibid.*, p. 148.
- 10 *Ibid.*, p. 149. 主人と家内使用人のあいだの性的な問題は別の形でも懸念されていたようで、寡婦は男性のファンテを雇用してはならないとされている。*Ibid.*, p. 112.
- 11 *Ibid.*, p. 149.
- 12 *Ibid.*

- 13 *Ibid.*, pp. 149-150.
- 14 *Ibid.*, p. 150.
- 15 ここで取り上げた以外にも、フランチェスコ・ダ・バルベリーノは女性奴隷についての詩を残している。その内容は女性家内使用人が主人に対してとるべきとされる態度と大きく変わるものではない。*Ibid.*, pp. 165-167.
- 16 Paolo da Certaldo, *Libro di buoni costumi*, in *Mercanti scrittori. Ricordi nella Firenze tra Medioevo e Rinascimento*, a cura di Vittore Branca, Milano, 1986, 89, p. 15.
- 17 *Ibid.*, 90, p. 15.
- 18 *Ibid.*, 68, p. 11.
- 19 *Ibid.*, 359, p. 85.
- 20 *Ibid.*, 294, p. 58.
- 21 Giovanni di Pagolo Morelli, *Ricordi*, in *Mercanti scrittori*, p. 180. この作品には部分訳として、米山喜晟「ジョヴァンニ・モレリ『家族の記録』」『イタリア学会誌』23、1975年、81-96頁がある。
- 22 Morelli, *Ricordi*, p. 181.
- 23 *Ibid.*, p. 193. ジョヴァンニ・モレリは実際に管理人を雇用していた。モレリの管理人だという人物が1427年の資産調査で申告を提出している。Archivio di Stato di Firenze, *Catasto*, 21, c. 15r.
- 24 Morelli, *Ricordi*, p. 189.
- 25 Matteo Palmieri, *Vita civile*, a cura di Gino Belloni, Firezne, 1982, p. 152.
- 26 *Ibid.*, pp. 152-153, 183.
- 27 *Ibid.*, pp. 182-183.
- 28 *Ibid.*, p. 183.
- 29 中世末期トスカーナの奴隷に関する研究は少なくない。たとえば、Monica Boni et Robert Delort, *Des esclaves toscans, du milieu du XIV^e au milieu du XV^e siècle*, «Mélanges de l'École française de Rome. Moyen Âge», 112 (2000), pp. 1057-1077などがある。
- 30 Leon Battista Alberti, *I libri della famiglia*, a cura di Ruggiero Romano e Alberto Tenenti, nuova edizione a cura di Francesco Furlan, Torino, 1994, p. 228; レオン・バッティスタ・アルベルティ (池上俊一・徳橋曜訳) 『家族論』講談社、2010年、282頁。
- 31 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 189; アルベルティ 『家族論』、233頁。
- 32 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 282; アルベルティ 『家族論』、348頁。
- 33 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 282; アルベルティ 『家族論』、348-349頁。
- 34 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 282; アルベルティ 『家族論』、349頁。
- 35 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 282; アルベルティ 『家族論』、349頁。
- 36 Alberti, *I libri della famiglia*, pp. 282-283; アルベルティ 『家族論』、349-350頁。
- 37 Alberti, *I libri della famiglia*, pp. 283-284; アルベルティ 『家族論』、350-351頁。
- 38 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 288; アルベルティ 『家族論』、356頁。
- 39 Alberti, *I libri della famiglia*, pp. 284-285; アルベルティ 『家族論』、351-352頁。
- 40 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 290; アルベルティ 『家族論』、358頁。
- 41 Alberti, *I libri della famiglia*, pp. 290-291; アルベルティ 『家族論』、358-359頁。
- 42 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 288; アルベルティ 『家族論』、355頁。
- 43 Alberti, *I libri della famiglia*, p. 250; アルベルティ 『家族論』、308頁。
- 44 Alberti, *I libri della famiglia*, pp. 250, 281; アルベルティ 『家族論』、308-309, 348頁。
- 45 Giovanni Rucellai ed il suo Zibaldone, I, «*Il Zibaldone quaresimale*», a cura di Alessandro Perosa,

London, 1960, p. 13.

- 46 その主張は第3書ではなく、第1書に含まれている。Cfr. Alberti, *I libri della famiglia*, p. 68; アルベルティ『家族論』、93-94頁。
- 47 Antonino, *Summa theologica*, 4 voll., Graz, 1959, III, coll. 195-202.
- 48 *Ibid.*, IV, coll. 60-61.
- 49 *Ibid.*, coll. 61-62.
- 50 *Ibid.*, col. 62.
- 51 セルヴスはキリスト教徒とおなじように主人に仕えるべきであると主張されている。*Ibid.*, III, col. 200: «Et primo quidem [servi] debent dominos suos revereri, obedire, & fideliter sine fictione deservire, etiamsi sint Christiani». 奴隷は非キリスト教徒がなるという原則があった。
- 52 *Ibid.*, coll. 200-201.
- 53 *Ibid.*, col. 201.
- 54 *Ibid.* 中世末期フィレンツェにおいてファミラは自由人の女性家内使用人を示すことが一般的であるものの、ここでは文脈から女性の奴隷を指していると考えられる。